| | |
|---|---|
| 二九二〇・九〇 | 六・七―八・九・十・十一―ヘキサクロロ―一・五・五a・六・九・九a―ヘキサヒドロ―六・九―メタノ―二・四・三―ベンゾジオキサチエピン＝三―オキシド（別名エンドスルファン、ベンゾエピン。） |

三の7の⑴のイの表二九三四・九九の項を削る。

三の9の⑷のニ及びホ中「リベリア」の下に「、リビア」を加える。

**附　則**

この告示は、平成二十六年七月十四日から施行する。

**○経済産業省告示第百五十号**

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十六年七月十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

| 番号 | 名称 | 住所 | |
|---|---|---|---|
| 5211 | 鳥栖観光開発株式会社 | 佐賀県鳥栖市酒井西町七百八十九番地一 | 市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間<br>平成二十六年五月二十六日から平成二十七年五月二十五日まで |
| 5212 | 株式会社セトウチデリカ | 愛媛県今治市富田新港一丁目二番地五 | 平成二十六年五月三十日から平成二十七年五月二十九日まで |

**○国土交通省告示第七百三十一号**

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十条の九第一項の規定に基づき、国土交通大臣が安全上及び防火上支障がない構造と認めて指定する蓄電池を次のように定める。

平成二十六年七月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

安全上及び防火上支障がない構造の蓄電池を指定する件

建築基準法施行令第百三十条の九第一項に規定する国土交通大臣が安全上及び防火上支障がない構造と認めて指定する蓄電池は、次の表の上欄に掲げる製造者により製造された同表の下欄に掲げる型式番号が付されたものとする。

| 製造者 | 型式番号 |
|---|---|
| 日本ガイシ株式会社 | ＭＶＬＮ－Ｅ５０Ｅ４－２７Ｆ |
| | ＭＶＬＮ－Ｅ５０Ｅ４－２７Ｌ |
| | ＭＶＬＮ－Ｅ５０Ｅ４－３９Ｆ |
| | ＭＶＬＮ－Ｅ５０Ｅ４－３９Ｌ |
| | ＭＶＬＮ－Ｇ５０Ｅ４－３９Ｅ |
| | ＭＶＬＮ－Ｆ５０Ｅ４－３９Ｋ |
| | ＭＶＬＮ－Ｋ３０Ｅ４－０１Ｎ（型式番号がＳＹ１２００－３０Ｅ４－Ｏ５４－ＢＸはＳＹ６００－３０Ｅ４－Ｏ５２－Ｂである蓄電池設備（日本ガイシ株式会社により製造されたものに限る。）を構成するものに限る。） |
| | ＭＶＬＮ－Ｋ３０Ｅ４－０２Ｎ（型式番号がＳＹ１２００－３０Ｅ４－Ｏ５４－ＢＸはＳＹ６００－３０Ｅ４－Ｏ５２－Ｂである蓄電池設備（日本ガイシ株式会社により製造されたものに限る。）を構成するものに限る。） |

**附　則**

1　この告示は、平成二十六年七月十一日から施行する。

2　平成十六年国土交通省告示第千四百七十三号は、廃止する。

**○国土交通省告示第七百三十二号**

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、平成二十六年七月二日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年七月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|
| 第Ｐ―622号 | オイルフェンス　ＯＫ―200Ｍ | 前田工繊株式会社 | 福井県坂井市春江町沖布目第38号３番地 |

**○関東地方整備局告示第三百九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十一日

関東地方整備局長　越智　繁雄

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 四百六十八号 | 稲敷市月出里字新畑三一一番一から同市蒲ヶ山字後原八番一まで | 関東地方整備局及び同局常総国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十六年七月十一日

**○近畿地方整備局告示第百二十五号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年七月十一日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　登録番号

近畿地方整備局長　16

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社近畿建築確認検査機構

三⑴　役員の氏名の変更

| 変更前 | 平岡　博 |
|---|---|
| 変更後 | ― |

⑵　変更年月日

平成二十六年五月三十一日

**○近畿地方整備局告示第百二十六号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年七月十一日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　登録番号

近畿地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人大阪住宅センター